

感対第627-2号
令和7年11月17日

県内医療機関 管理者 様

埼玉県保健医療部長 縄田 敬子
(公印省略)

令和7年度 年末年始における入院医療体制の確保について (依頼)

本県の保健医療行政の推進について、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

年末年始等の長期休暇における入院医療体制の確保につきましては、例年御協力をお願いしております。

さて、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザに代表される急性呼吸器感染症 (Acute Respiratory Infection: ARI) については、感染流行状況把握および未知の感染症を含む幅広い感染症の迅速な実態把握を目的に、今年4月7日より感染症法上の5類感染症に位置付けられ、定点サーベイランスの対象となりました。

本県における季節性インフルエンザは、昨年度に比べ、早期から感染者数が増しており、第39週に流行期に入り、第43週に定点当たり報告数が10人を超えたため、10月29日に流行注意報を発令しました。さらに、第45週には45.78人と急拡大がみられ、11月12日に流行警報を発令しております。

また、厚生労働省は、11月10日に急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針 (令和7年厚生労働省告示第296号) を告示し、11月11日から適用しています。これに基づき11月12日に、厚生労働省からインフルエンザ流行を含む「今冬の急性呼吸器感染症 (ARI) への総合対策の推進について」の事務連絡がありました (別添資料参照)。

年始年末の長期休暇では、外出機会が増加し、多様な感染症の拡大が懸念されます。また、通常とは異なる診療日や診療時間の変更、休診の医療機関が重なることが予想されるため、入院医療体制の確保が重要な時期となります。

つきましては、令和7年12月27日 (土) から令和8年1月4日 (日) までの年末年始において、入院が必要となった発熱患者等が適切に医療を受けられるよう、下記のとおり急性呼吸器感染症 (ARI) 総合対策を含む入院医療体制の確保について、何卒御協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 入院医療体制の確保について

医療機関の機能に応じて、年末年始における入院受入れ体制を確保していただきますようお願いいたします。

特に、妊産婦、小児、障害児者、認知症患者、がん患者、透析患者、精神疾患を有する患者、外国人など、特別な配慮が必要な患者に対して、入院治療が可能な医療機関におかれましては、積極的な患者の受入れをお願いいたします。

また、感染症法に基づき、第一種協定指定医療機関の指定を受けている医療機関につきましては、診療報酬の感染対策向上加算において、将来の新興感染症への備え等が評価されていることから、感染症患者の入院受入れについて積極的な御協力をお願いいたします。

※1 感染対策向上加算1の施設基準（一部抜粋）

新興感染症の発生時等に、感染症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有すること。

※2 感染対策向上加算2の施設基準（一部抜粋）

新興感染症の発生時等に、感染症患者又は疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有すること。

※3 感染対策向上加算3の施設基準（一部抜粋）

新興感染症の発生時等に、感染症患者若しくは疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制又は発熱患者等の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有すること。

【参考】 医療機関等情報支援システム（G-MIS）の活用

国が運営する医療機関等情報支援システム（G-MIS）の「地域病床見える化」機能を利用することができます。

この機能は、医療機関が受入可能病床数を入力することにより、他の医療機関と空床情報をリアルタイムに共有でき、症状が悪化した患者の転院（いわゆる上り搬送）や症状が軽快した患者の転院（いわゆる下り搬送）において、入院受け入れ先の円滑な調整に活用することができるものです。

つきましては、病病連携による円滑な調整に資するものとして、G-MISの「地域病床見える化」機能の積極的なご活用をいただけると幸いです。

<「地域病床見える化」機能活用に当たっての最小限の入力項目>

①受入可能病床数 ②うち重症患者用 ③回復後患者用 ④備考欄*1

*1 特別な配慮が必要な患者の受入れ可能など、備考欄を活用

2 院内感染対策の徹底について

院内感染対策については、「診療の指針*2」「施設内感染予防の手引き*3」などを参考に、引き続き、手指衛生、適切な个人防护具の着用、ゾーニングや室内換気の徹底をお願いいたします。

* 2 「5学会による新型コロナウイルス感染症診療の指針」（令和7年10月17日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001580139.pdf>

* 3 別添5「急性呼吸器感染症（ARI）に関する施設等内感染予防の手引」

3 医薬品について

新型コロナ等の治療薬や対症療法薬として使用される経口抗ウイルス薬、解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸について、感染拡大下にあっても、当該医薬品を必要とする患者に対し必要な医薬品が広く行き渡るよう、医療機関においては、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う範囲内で御購入いただきますようお願いいたします。

また、医薬品の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきますようお願いいたします。

医療用医薬品の供給状況については、厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能です。

【厚生労働省ウェブサイト 医療用医薬品供給状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatsu-iyaku/04_00003.html

対症療法薬について、厚生労働省が「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口（医療用解熱鎮痛薬等110番）」を設けておりますので御活用ください。

【厚生労働省ウェブサイト 医療用解熱鎮痛薬等の供給相談窓口（医療用解熱鎮痛薬等110番）について】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29794.html

4. 抗原定性検査キットについて

抗原定性検査キットについては、感染拡大に備える観点から、医療機関においては、一定期間内に必要となる数量を見据え、必要な量を計画的に発注していただくようお願いいたします。

発注に当たりましては、これまでの感染拡大における必要量を踏まえながら、過剰な発注は控えていただくようお願いいたします。

供給状況によっては、他社製品の使用についても考慮していただきますようお願いいたします。

各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況については、厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能です。

【厚生労働省ウェブサイト 各製造販売業者における新型コロナウイルス等の抗原定性検査キットの在庫状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37927.html

【厚生労働省ウェブサイト 抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001584499.pdf>

【問い合わせ先】 保健医療部

<通知全般に関すること>

担 当：感染症対策課 感染症担当

連絡先：048-830-7330

メール：a3510-17@pref.saitama.lg.jp

<医薬品の流通状況に関すること>

担 当：薬務課 販売指導担当

電 話：048-830-3622